

# 資料

平成27年3月2日開催  
第2回美瑛町議会定例会資料

## ○条例の制定

- 議案第 1号 美瑛町活性化交流施設条例の制定について ----- 1～ 3  
議案第 2号 美瑛町営白金牧場の設置及び管理に関する条例の制定について ----- 4～ 6

## ○条例の一部改正

- 議案第 3号 美瑛町行政手続条例の一部改正について ----- 7～10  
議案第 4号 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について ----- 11  
議案第 5号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について ----- 12  
議案第 6号 美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正について - 13  
議案第 7号 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について ----- 14

## ○規約の変更

- 議案第26号 上川教育研修センター組合格約の変更について ----- 15

## 美瑛町活性化交流施設条例の制定要旨

### 1 制定要旨

近年、本町のまちづくりにおいて、中心市街地の活性化は、町政を進める上で欠かすことのできない重要な課題の一つであります。

このことを踏まえ、町民等へ多様な活動や憩い、滞留の場を提供することにより、町民等の活動領域を拡充し、町全体の賑わいを創出することによって、集客交流の活性化と独創性のある農村文化の創造を促進しながら、美瑛の魅力と活力の向上とともに、より豊かな町民生活の実現を図るため、「美瑛町活性化交流施設」を整備することとなりました。

日常的に街なかで町民等が気軽に訪れ交流することができるこの施設を、これからの地域活性化に繋がる自由なコミュニティの場として活用するために、施設の管理運営について、条例を制定するものです。

### 2 施設の概要等

- (1) 建物は、地上2階、地下1階からなり、地上1階には、事務室、展示室1、展示室2、体験室、収蔵室をそれぞれ1室ずつ、トイレ3箇所(うち1箇所は多目的トイレ)、地上2階には、事務室、研修室1、研修室2、娯楽室、団欒室、子育て支援室1、子育て支援室2、授乳室、おむつ交換室、給湯室、喫煙室を1室ずつ、トイレ3箇所(うち1箇所は多目的トイレ)、地下1階には、交流室、厨房室、収納室を1室ずつ、トイレ2箇所を有する。
- (2) 自然エネルギーの活用として、太陽光パネルの設置とバイオマス棟を併設し、施設暖房への供給を行う。
- (3) 事業の完了は平成27年6月中旬を予定しており、備品等を整備した上で7月下旬ごろから供用開始予定。

### 3 施設の管理・運営

施設の管理・運営は、町が主体となって行う予定。

#### 4 制定概要

##### 第1条（目的）

本施設の設置の目的を規定

##### 第2条（名称及び位置）

本施設の名称と設置場所を規定

##### 第3条（事業）

本施設にて行う事業を規定

##### 第4条（開館時間及び休館日）

第1項 本施設の開館時間及び休館日を規定

第2項 臨時に開館時間を変更し、又は休館日を設け、若しくは変更することができる規定

##### 第5条（使用許可）

第1項 本施設の使用許可を規定

第2項 許可にあたって、使用条件を付することができることを規定

##### 第6条（使用料）

第1項 本施設の利用に係る使用料を規定

第2項 使用料の前払いを規定

##### 第7条（使用料の減免）

使用料の減免を規定

##### 第8条（使用料の返還）

使用料の返還を規定

##### 第9条（使用許可の制限）

第1号から第3号に該当する場合の使用許可の制限を規定

##### 第10条（使用許可の取消し等）

第5条の使用許可を受けた後に、第1号から第7号に該当したときの本施設使用の取消し、制限、停止を規定

##### 第11条（目的外使用等の禁止）

第5条の許可を受けた目的以外の使用、転貸、権利の譲渡の禁止を規定

第12条（行為の制限）

新たな設備を設置する行為等の制限を規定

第13条（原状回復）

第1項 本施設の使用後、または第10条による使用許可の取消し等を受けたときの、原状回復義務を規定

第2項 原状回復における使用者負担を規定

第14条（取消し等による損害の責任）

第10条による使用許可の取消し等による賠償責任を規定

第15条（損害の賠償）

施設の損害は原因者負担とし、ただし書で、やむを得ない事由があるときの減額、免除を規定

第16条（管理の代行等）

第1項 指定管理者に本施設の管理を行わせることができることを規定

第2項 指定管理者が行う業務を第1号から第4号までの業務とすることを規定

第3項 第6条に規定する使用料等を指定管理者の収入とすることができる規定

第4項 指定管理者に管理を行わせる場合における読み替えを規定

第17条（施行規定）

条例施行に関し必要な事項を、規則に委任することを規定

附 則

（施行期日）

施行期日について規定

（準備行為）

準備行為として、使用の手続き及び必要なその他の準備行為は、施行日前においても行うことができることを規定

## 美瑛町営白金牧場の設置及び管理に関する条例の制定要旨

### 1 制定趣旨

雄大な十勝岳の眼下に広がる、敷地面積355.7haに及ぶ広大な草地と近代的な施設を持つ白金模範牧場は、本町の基幹産業であります農業の中心柱の一つであり、酪農業の振興には欠くことのできないものであります。また、「丘のまちびえい」の景観形成にとっても重要な役割を果たしてまいりました。

そこで、平成26年度、上川生産農業協同組合連合会から施設の譲与を受け、本町の酪農振興と、将来、食と観光の発信基地としての役割を担うための「美瑛町営白金牧場」として活用していくこととしましたので、これに必要な施設の管理運営について、条例を制定するものです。

### 2 施設の概要等

- (1) 牧場面積は、355.7haで、その内、採草地在199.8ha、牧場が155.9haです。
- (2) 付属施設は、バンカーサイロ5基、衛生舎1棟、育成舎6棟、堆肥舎3基、看視舎1棟、農具庫1基、水道施設1基、電気・通信施設1基です。

### 3 施設の管理・運営

指定管理者制度を活用し、今年1月に設立しました「美瑛町営白金牧場運営協議会」を指定管理者として指定する予定です。

この指定管理者（運営協議会）が、町の定めた条例により管理運営にあたる予定です。

### 4 条例の概要

#### 第1条（目的）

本施設の設置の目的を規定

#### 第2条（施設の位置、名称及び規模）

本施設の設置場所、名称と規模を規定

第3条（付帯施設の種類及び内容）

本付帯施設の種類と内容を規定

第4条（使用期間）

第1項 本施設の使用期間を規定

第2項 使用期間の変更許可を規定

第5条（使用の申請及び許可）

第1項 本施設の使用申請を規定

第2項 本施設の使用許可を規定

第6条（使用料）

第1項 本施設の使用料を別表で規定

第2項 使用料の前払いを規定

第7条（使用料の減免）

本施設の使用料の減免を規定

第8条（使用料の返還）

本施設の使用料の返還を規定

第9条（転貸使用の禁止）

本施設の転貸使用禁止を規定

第10条（維持管理）

本施設の維持管理を規定

第11条（事故補償）

本施設での損失及び事故の責任の一切は、使用者にあることを規定

第12条（指示及び違反に対する措置）

第1項 本施設の利用者への指示及び使用取消しを規定

第2項 本施設の使用取消し該当項目及び使用不許可を規定

第13条（管理の代行等）

第1項 指定管理者に本施設の管理を行わせることができることを規定

第2項 指定管理者が行う業務を第1号から第4号までの業務とすることを規定

第3項 第6条に規定する使用料等を指定管理者の収入とすることができることを規定

第4項 指定管理者が代行できる町長の許可権限等を規定

第14条（施行規定）

条例施行に関し必要な事項を、規則に定めることを規定

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行することを規定

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</p> <p><u>第4章 行政指導 (第30条—第34条の2)</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め (第34条の3)</u></p> <p>第5章 届出 (第35条)</p> <p>附則</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。<u>ただし、第7号、第32条及び第33条第2項においては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</u></p> <p>(4)～(8) 【略】</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、<u>法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)</u>及び行政指導</p> <p>(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</p> <p><u>第4章 行政指導 (第30条—第34条)</u></p> <p>第5章 届出 (第35条)</p> <p>附則</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p> <p>(4)～(8) 【略】</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、<u>法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)</u>及び行政指導</p> <p>(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>かかわる</u></p>



新	旧
<p>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7)・(8) 【略】</p> <p>第4条～第32条 【略】 (行政指導の方式)</p> <p>第33条 【略】</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p>(2) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(3) <u>当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p><u>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u></p> <p>4 【略】</p> <p>第34条 【略】 (行政指導の中止等の求め)</p> <p><u>第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他の意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</u></p>	<p>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7)・(8) 【略】</p> <p>第4条～第32条 【略】 (行政指導の方式)</p> <p>第33条 【略】</p> <p><u>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u></p> <p>3 【略】</p> <p>第34条 【略】</p>

新	旧
<p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してし なければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>当該行政指導の内容</u></p> <p>(3) <u>当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</u></p> <p>(4) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該町の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必 要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要 件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要 な措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>第 4 章の 2 処分等の求め</u> <u>(処分等の求め)</u></p> <p>第 3 4 条の 3 <u>何人も、法令に違反する事実がある場合において、 その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる 規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていな いと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当 該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出 て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してし なければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>法令に違反する事実の内容</u></p> <p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p>(4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u></p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該行政庁又は町の機関は、第 1 項の規定による申出があった</u></p>	

新	旧
<p><u>ときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u></p> <p>以下 【略】</p> <p>(美瑛町税条例) 第 1 条～第 3 条 【略】 (美瑛町行政手続条例の適用除外) 第 4 条 【略】 2 美瑛町行政手続条例第 3 条、第 4 条及び<u>第 3 3 条第 4 項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 3 3 条第 3 項及び第 3 4 条の規定は、適用しない。</p> <p>以下 【略】</p>	<p>以下 【略】</p> <p>(美瑛町税条例) 第 1 条～第 3 条 【略】 (美瑛町行政手続条例の適用除外) 第 4 条 【略】 2 美瑛町行政手続条例第 3 条、第 4 条及び<u>第 3 3 条第 3 項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 3 3 条第 2 項及び第 3 4 条の規定は、適用しない。</p> <p>以下 【略】</p>

○美瑛町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

平成27年3月2日  
第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧																					
別表1 (第3条関係)		別表1 (第3条関係)																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>月額 34,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下 【略】</td> <td>以下 【略】</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬	教育委員会	委員	月額 34,000円	以下 【略】		以下 【略】	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額 53,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 34,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下 【略】</td> <td>以下 【略】</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬	教育委員会	委員長	月額 53,000円	委員	月額 34,000円	以下 【略】		以下 【略】
職名		報酬																					
教育委員会	委員	月額 34,000円																					
以下 【略】		以下 【略】																					
職名		報酬																					
教育委員会	委員長	月額 53,000円																					
	委員	月額 34,000円																					
以下 【略】		以下 【略】																					

新	旧
<p>(この条例の目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定により美瑛町教育委員会教育長の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第 2 条～第 5 条 【略】</p> <p><u>（職務に専念する義務の免除）</u></p> <p>第 6 条 <u>教育長の職務に専念する義務の免除については、美瑛町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年美瑛町条例第 7 号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。</u></p> <p>以下 【略】</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 16 条第 2 項の規定により美瑛町教育委員会教育長の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第 2 条～第 5 条 【略】</p> <p>以下 【略】</p>

○美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例 新旧対照表

平成 27 年 3 月 2 日  
第 2 回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(趣旨) 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項 〃の規定に基づき、美瑛町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例を定めるものとする。 以下 【略】</p>	<p>(趣旨) 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、美瑛町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例を定めるものとする。 以下 【略】</p>

新	旧
<p>第1条～第4条 【略】 (病床数) 第5条 美瑛町立病院におく病床数は、<u>98床</u>とする。</p> <hr/> <p>以下 【略】</p>	<p>第1条～第4条 【略】 (病床数) 第5条 美瑛町立病院におく病床数は、<u>次のとおり</u>とする。 <u>一般病床 98床</u></p> <p>以下 【略】</p>

新	旧
<p>第 1 条～第 11 条 【略】 (教育委員会)</p> <p>第 12 条 この組合に、教育委員会を置く。</p> <p>2 <u>教育委員会の教育長及び委員</u>は、<u>組合市町村の教育委員会の教育長及び委員</u>のうちから、組合長が組合議会の同意を得て任命する。</p> <p>3 前項の<u>教育長及び委員</u>の任期は、それぞれ当該市町村教育委員会の<u>教育長及び委員</u>の任期による。</p> <p>4 【略】 以下 【略】</p>	<p>第 1 条～第 11 条 【略】 (教育委員会)</p> <p>第 12 条 この組合に、教育委員会を置く。</p> <p>2 教育委員会の委員 _____ は、<u>組合市町村の教育委員会の委員 _____</u>のうちから、組合長が組合議会の同意を得て任命する。</p> <p>3 前項の<u>委員 _____</u>の任期は、それぞれ当該市町村教育委員会の<u>委員 _____</u>の任期による。</p> <p>4 【略】 以下 【略】</p>



**資 料 (追加)**

平成27年3月2日開催  
第2回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第28号 美瑛町老人保健施設条例の一部改正について

----- 1

○美瑛町老人保健施設条例 新旧対照表

平成27年3月16日  
第2回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
第1条～第10条 【略】 附 則【略】 別表（第6条関係） 1 居住費				第1条～第10条 【略】 附 則【略】 別表（第6条関係） 1 居住費			
種別	多床室		従来型個室	種別	多床室		従来型個室
	4床室	2床室			4床室	2床室	
日額	370円	550円	1,000円	日額	320円	500円	1,000円
(注) 多床室（2床室）は特別な室料180円を含む。 以下 【略】				(注) 多床室（2床室）は特別な室料180円を含む。 以下 【略】			